

令和 5 年 第 11 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 11 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第11回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年11月21日(火) 午前9時30分
- 2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

- 1番 岡森 喜与一
- 2番 山本 長栄
- 3番 松ノ木 睦男
- 4番 新田 善男
- 5番 舛澤 誠一
- 7番 堂屋 剛
- 8番 木村 正美
- 10番 八丁野 よし子
- 11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

- 雫石 藤村 博志
- 雫石 福崎 公博
- 雫石 徳田 雅博
- 御所 吉田 光彦
- 御所 川口 英敏
- 御所 細川 健一
- 西山 高橋 浩之
- 西山 山田 裕明
- 西山 松本 光正
- 御明神 南野 久晃
- 御明神 木村 久雄
- 御明神 夷森 和人
- 御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

- 農業委員 6番 細川 仁 9番 山崎 忍委員
推進委員 西山 柿木 一明 御所 米澤 晃 御明神 伊藤 庄一

5 議事

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地の現状変更に関する届出について
- 報告第3号 農地法第5条許可申請の取下について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について
- 議案第5号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

- 局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午前9時30分

議長 ただいまから、令和5年第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員9名、推進委員13名、計22名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には5番、舛澤 誠一委員 7番、堂屋 剛委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

太田局長 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について表のとおり5件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号「農地の現状変更に関する届出について」表のとおり2件提出がありました。

番号1 届出人 ○○

変更の目的及び理由は、畦畔を除去し作業区画を大きくすることで作業効率を良くするためです。

場所は、参考資料にあります『現状変更：○○』となっているところで、雫石駅○○に近接する踏切より○○に約○○m離れたところに位置する場所になります。

現地を確認したところ、申請地は畦畔で区切られていることを確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり完了後は、これまでどおり水田として利用する計画であり、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

番号2 届出人 ○○。

変更の目的及び理由は、畦畔を除去し低いところに盛土を行い、作業区画を大きく整備することで作業効率を良くするためです。

場所は、参考資料にあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は、〇〇公民館より〇〇に約〇〇m離れたところに位置する場所です。

現地を確認したところ、申請地は畦畔で区切られていることを確認しております。1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水田として利用する計画ですので、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

盛土についても切土しても、高さが足りず水平にならない部分を補う程度のものであり、周辺農地への影響はないと考えます。

報告第3号「農地法第5条許可申請の取下について」表のとおり1件提出がありました。

譲受人 〇〇株式会社代表取締役〇〇

譲渡人 〇〇・〇〇が〇〇事業をおこなうため、事業用地への転用目的で売買したいとして令和5年10月10日付けで申請し、前回の総会で原案を可とする意見決定をした案件で、11月6日付けで取下げの届出が提出されたものです。

取下げ理由は、〇〇が明確に決定していないためとのことです。明確に決定していないというのは、契約の相手方は決まっているものの、まだ正式な契約にいたっておらず、民法上はまだ確定していないという意味でございます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 8番木村です。報告第3号について、取下げたということですが、現地は、一切まだ何も手を付けてないのか確認したいです。教えてください。

四ツ家主任 現地は、まだ何も許可が出ていないので、意見決定をして、県のほうに進達して、県のほうで許可を出すのですが許可が出る前に、契約書が期日までに取り交わせなかったので一旦取り下げるということで、何も着手をしていない状況です。

8番 木村委員 一旦取り下げるということは、また出てくる可能性があるということですか。

四ツ家主任 代理人の行政書士のかたに話を聞いたところ、正式に書面で契約書を交わして、そのあともう冬に入り、雪が降っている最中だとうまくないので、3月あたりを見込んでもう一度再提出する予定であるというお話は伺っております。

8番 木村委員 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

なければ報告第1号から第3号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否

決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限に該当する案件でございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。
初めに、番号 1 について事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第 1 号について説明いたします。

番号 1 ○○ 田 1 筆、面積 1,921 m²、3 条有償移転、
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模を拡大することから、売買にいたったものです。売買総額は 200,000 円です。

場所は、参考資料にあります『3 条：○○・○○』となっているところで、○○公民館から北西へ約○○m 向かった場所になります。

こちらの案件は調査書に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を 10 番八丁野委員にお願いします。

10 番八丁野委員 10 番、八丁野です。11 月 15 日に私、細川委員、米澤推進委員、柿木推進委員、木村推進委員 6 班 5 名と事務局で現地を確認して参りました。

番号 1 について報告いたします。

現地を確認したところ、水稻が作付けされていた状況であり、売買後は野菜を作付けする予定であり、問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

『全員挙手』

委員 全員挙手ですので、議案第 1 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に番号2から4を審議いたします。本案は11番坂下委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(坂下委員 退席)

四ツ家主任

それでは、事務局の説明を求めます。

番号2、〇〇、畑1筆、面積451㎡、3条有償移転
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。

場所は参考資料にあります、『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇公民館から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。

番号3、〇〇、田3筆、畑2筆、面積計18,262㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。

場所は、参考資料にあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところです。

番号4、〇〇、田3筆、面積計8,937㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。

場所は参考資料にあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇公民館から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。

いずれの案件も総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を10番八丁野委員にお願いします。

10番八丁野委員

10番八丁野です。11月15日に私、細川委員、米澤推進委員、柿木推進委員、木村推進委員の6班5名と、事務局で現地を確認してきました。

番号2について報告いたします。参考資料のとおり、ネギが作付けされている状況であり、売買後もネギを作付けする計画であることから問題ないと思われれます。

次に番号3について報告いたします。参考資料のとおり、耕起されている状況であり、売買後はハウスにネギや小菊の育苗に利用、圃場はネギを作付けする計画であることから問題ないと思われれます。

次に番号4について報告いたします。
参考資料のとおり、耕起されている状況であり売買後は水稻を作付けする予定

であり問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可
とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第1号の番号2から番号4は原案のとおり決定いた
しました。

(坂下委員 着席)

次に議案第2号農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決
定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号について説明いたします。

番号1 ○○、畑1筆、面積403㎡、贈与、譲渡人 ○○、
譲受人 ○○、転用目的 一般個人住宅。転用理由は、住宅の新築。
工期は令和5年12月から令和6年4月までで、工費総額は35,000,000円と
なっています。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっているところで、○
○公民館から○○へ約○○m向かった場所になります。

番号2、○○、畑1筆、面積331㎡、売買、譲渡人 ○○、
譲受人 ○○、○○、転用目的 一般個人住宅。転用理由は、
住宅の新築。工期は、令和6年2月から令和6年8月までで、売買総額は
4,500,000円、工期総額38,300,000円。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっているところで、○
○幼稚園の○○になります。

いずれも、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に
区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているもの
と思われます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を木村推進委員に
お願いします。

木村推進委員

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料のとおり適切に保全管理されており、隣接する農地も無いため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので、問題ないものと思われまます。なお、事前着工はありませんでした。

次に、番号2について報告いたします。

現地を確認したところ、適切に保全管理されており、申請箇所には測量後の境界杭が設置されておりました。

なお、事前着工はありませんでした。

また農地区分等はいずれも事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし。)

議長

なければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員

『全員挙手』

議長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定されました。

次に議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員

『異議なし』

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、番号1から5について事務局の説明を求めます。

高橋係長

議案第3号について説明いたします。

始めに売買による所有権移転について説明いたします。

番号1、〇〇、田3筆、面積計4,986㎡

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額1,150,000円です。

番号2、〇〇、田16筆、畑2筆、面積計41,017㎡

譲渡人 ○○、譲受人 ○○、総額 3,151,200 円です。

次に貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号 1、○○、田 7 筆、面積計 5,426 m²、再設定、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 5 年。

番号 2、○○、畑 1 筆、面積 21,034 m²、再設定、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 3、○○、田 2 筆、面積計 10,468 m²、再設定、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 4、○○、田 2 筆、面積計 2,760 m²、再設定、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 5、○○、田 7 筆、面積計 5,717 m²、再設定、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 5 年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号の番号 1 から 5 は、原案のとおり決定されました。

次に番号 6 から 7 を審議いたします。

本案は、吉田光彦推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(吉田推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長

番号6、〇〇、田7筆、面積計10,189㎡、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田14筆、畑1筆、面積計39,367㎡、
新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている
と考えます。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ござ
いませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので、議案第3号の番号6から7は、原案のとおり決定されま
した。

次に番号8を審議いたします。本案は、福崎公博推進委員が議事参与の制限
に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(福崎推進委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長

番号8について説明させていただきます。

番号8、〇〇、田3筆、面積計6,548㎡、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 福崎公博、期間10年。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると思
えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ござ
いませんか。

委 員

(なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第3号の番号8は、原案のとおり決定されました。
次に、議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第4号について説明いたします。
本案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査および農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を送付し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1、田1筆	所有者	〇〇
番号2、田1筆	所有者	〇〇
番号3、畑1筆	所有者	〇〇
番号4、田1筆	所有者	〇〇
番号5、畑2筆	所有者	〇〇
番号6、畑1筆	所有者	〇〇
番号7、田1筆	所有者	〇〇
番号8、畑3筆	所有者	〇〇
番号9、田1筆、畑3筆		〇〇
番号10、畑2筆	所有者	〇〇
番号11、田1筆	所有者	〇〇
番号12、田1筆	所有者	〇〇
番号13、畑1筆	所有者	〇〇
番号14、畑1筆	所有者	〇〇
番号15、畑1筆	所有者	〇〇
番号16、畑1筆	所有者	〇〇
番号17、畑1筆	所有者	〇〇
番号18、田1筆	所有者	〇〇
番号19、畑4筆	所有者	〇〇
番号20、田1筆	所有者	〇〇
番号21、田1筆	所有者	〇〇

以上、21件、計31筆について、農地の状況は、議案書の調査内容に記載の

とおりの状況であったため、利用状況調査によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは、挙手願います。

委 員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので議案第4号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第5号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

自事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第5号について説明いたします。

農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いたします。

番号1 ○○ が所有する田2筆、面積計4,496㎡について、牧草等ロール置場整備のため農用地から農業用施設用地へと用途を変更しようとするものです。農振農用地区域の用途変更の案件につきましては、計画内容から同法第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当し、要件を満たしていると思われまます。

なお、詳しい状況に関しましては、用途変更のあと、来月5条転用が出てきますので詳しい図面等は、そちらが出てきた際に説明をしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

8番木村です。来月に5条転用の詳しい図面が出てくるということですが、現在のところ、何からロール置場整備の変更にするのか、前の用途の予定は何だったのかを差し支えなければ教えていただきたいです。

四ツ家主任

はい、現在までは水田として利用されていて稲刈りした跡が見られました。そちらのほうをロール置場として整地するというところでございます。

8番 木村委員

はい。わかりました。

議 長 他にございませんか。なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは、挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので議案第5号は、原案のとおり決定されました。
以上で議事は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして本日の総会
を閉会といたします。大変、お疲れ様でした。

閉会時刻 午前10時10分

以上が令和5年11月21日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 11 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 5 番

7 番
